

設計図書の電子的作成・保存の実務講習会

～法令で求められる設計図書の15年保存とは～

講習会の趣旨

建築士法では、「建築士が業務として作成した設計図書は15年間保存しなければならない」と規定されています。保存方法は、紙の図面に押印したものを保存、これを撮影したマイクロフィルムによる保存、電子的記録による保存の3つの方法が認められています。

この3つの方法のうち、今後はパソコン等にデータとして保存する「電子的記録による保存」が主流になると考えられます。ただし、パソコンにCADデータやPDFファイルを保存しただけでは、法的な条件を満たしません。では、どのように保存すれば法的に有効なのか？本講習会では、詳細な内容と具体的な保存方法を解説いたします。

主 催 一般社団法人山口県建築士事務所協会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

後 援 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

開催日時 令和元年12月19日(木) 受付 13:00～ 開講 13:30～15:55

会 場 山口県建築士会館 会議室(3階)
〒753-0072 山口市大手町3-8 山口県建築士会館内

定 員 20名(定員になり次第締め切ります)

受講対象者 建築士事務所の開設者、建築士、その他

受講料 受講料 4,400円 非会員 6,600円 (テキスト代込み、税込)

テキスト 「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン」
(編集協力：国土交通省 平成29年12月JIIMA発行)の解説と実践

内 容

- ・設計図書の電磁的記録による作成と保存についての概要
- ・「電子署名」「長期署名」の解説とその方法
- ・署名の実務とタイムスタンプ、電子証明書の推奨基準の解説
- ・情報セキュリティの解説、運用例

申込方法 受講申込書にご記入のうえ、受講料を振り込まれた払込領収書を貼付され、FAX、メール又は、郵送にてお申し込み下さい。(振込手数料は、各自ご負担下さい。)

郵便局口座番号 01560-4-5845 (一社)山口県建築士事務所協会

申 込 先 (一社)山口県建築士事務所協会
〒753-0072 山口市大手町3番8号 山口県建築士会館内
TEL 083-925-6701 FAX 083-925-6763 E-mail aak34230@pop21.odn.ne.jp

CPD認定 CPD制度の認定プログラムとして申請予定(2単位)

時間割、申込み 裏面記載

